

立川市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 14 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市公園条例の一部を改正する条例

立川市公園条例（平成13年立川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
……略……	……略……	……略……	……略……
立川市砂川八公園	立川市砂川町8丁目19番地の5	立川市砂川八公園	立川市砂川町8丁目19番地の5
<u>立川市砂川八東公園</u>	<u>立川市砂川町8丁目20番地の22</u>		
……略……	……略……	……略……	……略……
立川市上砂五西公園	立川市上砂町5丁目59番地の5	立川市上砂五西公園	立川市上砂町5丁目59番地の5
<u>立川市上砂五西第二公園</u>	<u>立川市上砂町5丁目75番地の21</u>		
……略……	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

案内図

砂川町八丁目

武蔵村山市

立川市砂川八東公園

200.78m²

立川市砂川八公園

砂川町八丁目

砂川町七丁目

砂川町四丁目

砂川町三丁目

立川消防署
砂川出張所



案内図

上砂町五丁目

立川市道2級17号線



立川市上砂五西第二公園
260.64㎡

上砂町5丁目

立川市立
上砂川小学校

西武鉄道
武蔵砂川駅

上砂町4丁目